

令和5年5月8日

保護者 様

関西高等学校

校長 藤原 佳市

新型コロナウイルス感染症への対応について

平素から、本校の教育活動へのご理解とご協力に厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に変更になりました。学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する取扱いにつきましては、国や県からの通知に基づき、以下のような対応になります。

学校としては、引き続き新型コロナウイルス感染症の発生状況等に注意しつつ学校教育活動を行って参りますので、ご家庭におかれましてもご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 出席停止の取り扱いについて

生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合のみ出席停止となります。

- ・従来出席停止の対象になっていた「生徒本人に風邪症状がある場合」は、原則、出席停止の対象にはなりません。
- ・濃厚接触者の特定が行われないことにより、「同居家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合」及び「学校で新型コロナウイルス感染症の感染者との接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合」も出席停止の対象とはなりません。

2 出席停止期間の基準について

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

- ・発症日を0日目とします。
 - ・「症状が軽快」とは、「解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること」を指します。
 - ・無症状の感染者の出席停止期間は「検体を採取した日から5日を経過するまで」です。
- *なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスク着用を推奨します。
*出席停止期間の短縮はできません。

3 その他留意事項

- (1) 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は速やかに学校へ連絡してください。
- (2) 出席停止期間が終わり再登校する場合は、「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」を担任に提出してから授業を受けてください。
- (3) 生徒本人に発熱や咽頭痛咳等の普段と異なる症状がある場合には自宅で休養し、無理をして登校しないようしてください。
- (4) 感染に不安がある場合等は学校へご相談ください。
- (5) 学級閉鎖中は、症状がない場合も、部活動の大会や資格検定等への参加はできません。